

H25年11月定例議会

◆6番（橋岡協美） 議席6番、橋岡協美でございます。通告に従いまして、質問させていただきますが、大項目の2番、②と③を入れかえて質問させていただきます。

千葉県では、患者が望む場所でみとりができる環境づくりを進める必要があると考え、昨年度に医療に関する県民意識調査を実施しました。その中で自分が最期を迎える場所として、医療機関と自宅のどちらを希望するか尋ねたところ、居住の場で最期を迎えたいと回答した人の割合は約4割ありました。団塊世代が80代になる2030年には、年間死亡数が現在比3割増しの161万人になると予測され、まさに多死時代の到来、さらにはみとり難民が出るとも推測されています。終末期医療のあり方も含めて、自分らしい最期を元気なうちから家族で考えておく時代が来ています。自分らしい最期を迎えるためには、自分らしく生きることができる社会をつくるのが行政の使命の一つであります。交通事故や自殺など不慮の事故死を防ぐために、市民の安心、安全対策について伺います。

まず、市長が考える交通事故対策について伺います。昨年度佐倉市内の交通事故により3人のとうとい命が失われました。車と歩行者、車と自動2輪による事故によるものでした。交通事故は、さまざまな要因が重なって発生するものですが、市として交通事故防止対策及び交通事故死防止対策について伺います。また、ボランティアパトロールが教育委員会、市民部、土木部と担当が分かれています。その課題についてもあわせて伺います。

以降の質問は自席にて質問させていただきます。

○議長（川名部実） 市長。

〔市長 蕨 和雄登壇〕

◎市長（蕨和雄） 橋岡議員のご質問にお答えいたします。

車は、現在の私たちの生活に欠かすことのできない便利な交通手段となっております。その一方で、交通事故による犠牲者も多くおられることを直視していかなければならないと考えております。佐倉市内の交通対策としましては、国道、県道、市道を問わず、危険箇所の把握に努め、対応方針を見きわめた上、各道路管理者と警察の力をかりて安全対策を進めていかななくてはならないと思っております。また、私といたしましては、警察の所掌事務の一部である横断歩道や一時停止線などの設置について、地元市町が迅速に対応できるように、印旛郡市の7市2町の意見集約をして警察へ強く要望を行ってまいりたいと考えております。市民の皆様方には、常に安全運転を心がけていただくとともに、市といたしましても佐倉警察と協力しながら、不幸な交通事故を一件でも減らすべく、交通安全啓発活動を積極的に推進し、交通事故撲滅を目指してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。  
以上でございます。

○議長（川名部実） 土木部長。

〔土木部長 阿部 修登壇〕

◎土木部長（阿部修） 市長答弁の補足をいたします。

交通事故対策といたしまして、第9次佐倉市交通安全計画、これは平成23年度から平成27年度でございます、に基づき春、夏、秋、冬の交通安全運動や幼稚園、小学校、中学校を対象とした交通安全移動教室の実施を毎月10日に市内の主要な交差点で実施しているアクション10など年間を通しまして交通安全啓発を行っております。

また、交通班が土木部道路維持課に編入された効果と課題でございますが、今まで道路管理者、警察、教育委員会の調整的立場の交通班が道路管理者と一体となったことで警察や教育委員会との連携が図られ、素早くきめ細かい対応が可能となったものでございます。今後は、先ほど市長が答弁いたしましたように、警察との連携を密にいたしまして進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 道路維持課の担当であります交通安全推進隊が担当が違うということで、連携がとれているのか心配しておりましたが、逆にカーブミラーやガードレールなどハード面で安全推進をしている土木部にあることで早急な動きができるようになったということで伺いました。その中で今現在アイアイパトロール、スクールガードボランティアのおかげでかなり交通事故死が抑えられている部分がありますので、まさに今この先何をしていくべきか考える時期が来ていると思いますので、対策について検討していただきたいと思います。

次に、年末に向けた交通死亡事故を抑止することを目的に、県警を中心に年末に向けた交通死亡事故抑止対策が12月の9日まで実施されています。この抑止対策の中で、午後5時から午後8時台のいわゆる薄暮時間帯に高齢歩行者が犠牲になる交通死亡事故が増加する傾向にあるとされています。佐倉市における過去3年間に発生した10件の死亡事故を分析しますと、薄暮時の死亡事故は3件、65歳以上の死亡事件は3件となっています。この

数字から、薄暮時や高齢者に重きを置いた交通死亡事故抑止対策に加えて、佐倉市として独自の対策が必要と考えられます。佐倉市の具体的な取り組みについて伺います。

○議長（川名部実） 土木部長。

◎土木部長（阿部修） お答えいたします。

年末に向けての交通安全対策といたしましては、冬の交通安全運動を12月10日から31日の間で実施をいたします。具体的な活動内容といたしましては、警察や交通安全協会及び市民団体と合同での街頭啓発、「こうほう佐倉」や佐倉市ホームページへの掲載、掲示板への掲示、懸垂幕、のぼり旗の掲出、職員や来庁者に対しての庁内放送などさまざまな方法で交通安全啓発を行ってまいります。また、薄暮時や高齢者を対象とした交通安全対策といたしましては、靴底反射シールや自転車用反射ステッカーを配布したり、関係機関と協力して開催する高齢者向けの交通安全教室において明るい色の服や反射材のついた服などを着用をしていただけるよう進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 薄暮時高齢者対策以外に佐倉市として独自の対策を今伺ったのですが、それ以外に具体的なことを考えていただきたいと思えます。佐倉市全体として横断歩道の標示が薄くなっている道路が大変多くなっております。こちらについても早急な対応をお願いしたいと思えます。

次に、自主防犯団体による青色回転灯パトロールについて伺います。犯罪抑止のためのパトロールは、声かけをしながら、人の目によるきめ細やかな徒歩パトロールが基本であります。夜間と停車による警ら効果が効果的となる青色回転灯装着車によるパトロールも重要な役目を担っています。青色回転灯装着車は、平成22年度末には16台、うち2台が市所有車、平成24年度末には46台、うち市所有車が3台、全体的には3倍の台数になっております。先月には、佐倉市主催で初めて青色回転灯装着車自主防犯団体の会議が開催されました。佐倉市の今後の役割はどのように考えていますか。市川市のように青色回転灯の貸し出し、もしくは手続の支援をすることを考えていますか。まちづくり協議会で取り組むことを視野に入れていらっしゃいますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（川名部実） 市民部長。

◎市民部長（土屋志郎） お答えいたします。

市では、地域の自主防犯団体が安全で効果的な青色防犯パトロールを実施できるよう支援すること、また青色防犯パトロール活動の普及促進を図ることが市の役割であると考えております。具体的な取り組みといたしましては、平成 20 年度に佐倉市青色防犯パトロール実施団体の委嘱に関する要綱を制定し、自治会等への青色防犯パトロールの委嘱や警察署に申請する際の手続のサポート等の支援を行っております。また、本年 11 月には団体が抱える課題等について話し合う意見交換会を実施するなど、団体間の相互連携の推進に取り組んでいるところでございます。今後も引き続き佐倉警察署と連携しながら、意見交換会や研修会等を実施してまいります。

青色回転灯の貸し出しにつきましては、佐倉市、八街市、酒々井町で構成いたします佐倉警察署管内防犯組合連合会の事業として貸し出しが行えるよう構成市町などと協議をしているところでございます。

地域まちづくり協議会の取り組みにつきましては、既に地域まちづくり事業として市の助成金を活用し、青色防犯パトロールを実施している事例がございますことから、今後さらに多くの団体に青色防犯パトロールを実施していただけるよう啓発に努めてまいります。以上でございます。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆ 6 番（橋岡協美） 現在 46 台ある青色回転灯装着車のうち、市所有車が 3 台とは少ないと感じますが、佐倉市の防犯パトロールにおける青色回転灯装着車によるパトロールの位置づけについて伺います。また、今後ふやしていく考えや庁用車に設置する考えはありますか。

○議長（川名部実） 市民部長。

◎市民部長（土屋志郎） お答えいたします。

市の青色防犯パトロールにつきましては、自主防犯団体が実施する徒歩や青色回転灯に

よるパトロールを補完し、支援する目的で実施しております。具体的には、平成 21 年度に庁用車 2 台を登録し、職員による青色防犯パトロールを開始いたしました。その後、平成 23 年度に教育委員会により 1 台を追加登録し、地域の見守り活動と連携しながら、児童・生徒の安全確保のためのパトロールを実施しているところでございます。さらに、今年度中に新たに 1 台を青色防犯パトロール車として登録し、4 台となる予定でございます。

なお、教育委員会が委託して実施しております小中学校の通学路の巡回パトロールにおきましても今年度から青色防犯パトロール車を 5 台運用しております。

以上でございます。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆ 6 番（橋岡協美） それぞれ連携してパトロール活動をできたらと私は願っております。

次に、防犯カメラについて伺います。ひたたくり犯罪抑止のための県助成で設置しました 10 台の防犯カメラに対して、警察への映像提供数が 11 月 15 日現在 11 件と伺っております。運用面での課題や効果について伺います。

○議長（川名部実） 市民部長。

◎市民部長（土屋志郎） お答えいたします。

市が志津地区に設置し、本年 4 月から運用を開始いたしました街頭防犯カメラにつきましては、佐倉市防犯カメラの設置及び画像の取扱いに関する要綱に基づき適正に運用しております。また、地域の皆様からの苦情も現在のところ受けておりません。防犯カメラの効果につきましては、設置地域の自治会長等から防犯カメラがあることで安心感が増した、防犯パトロールを補完するものとして心強い等の話を伺っております。市では、今後設置して 1 年が経過する平成 26 年度当初に設置箇所周辺の住民を対象としたアンケート調査を実施し、その結果や犯罪発生の推移、防犯カメラの画像の利用状況などを参考に運用面での課題や設置効果を検証してまいります。

以上でございます。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 検証しながら進めていただきたいと思います。

兵庫県の川西市に清和台自治会という人口1万4,000人を擁するマンモスの自治会があります。この自治会でも徒歩と青パトのパトロールを実施していますが、犯罪の増加対策の必要性を痛感し、資源回収の収益金と県助成により防犯カメラを設置し、犯罪件数を減少させました。交通事故についても人身事故、物損事故ともに減少傾向にあり、これも防犯カメラ設置など防犯活動の副次的効果を上げた事例であります。ユーカリが丘商店連合会が行う防犯カメラの整備事業も始まりましたが、私のもとには自治会で防犯カメラを設置したいという要望が寄せられていますが、市のお考えをお伺いします。

○議長（川名部実） 市民部長。

◎市民部長（土屋志郎） お答えいたします。

市が本年8月に自治会長等を対象に実施いたしました地域防犯活動に関するアンケートによりますと、回答をいただいた216団体のうち約3割に当たる72団体の自治会長等から市の助成制度があれば自治会で防犯カメラ設置について検討したいとの声をいただいております。つきましては、自治会等が防犯カメラを設置、運用する場合の課題等を抽出するなど支援に向けた調査研究を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） アンケート結果からも3割の団体が防犯カメラの助成を望んでいますので、市としても検討していただきたいと思います。繰り返し申し上げますが、防犯活動は人の目によるものが基本であります。防犯カメラをつけたいという自治会は、既に自主防犯活動を積極的に、活発的に行っている自治会ですので、財政面でも予算をつけていただけたらと思います。

次に、移動交番について伺います。移動交番は、平成22年3月から開設され、昨年度開設実数が288回、相談件数22件でありました。毎月1回同じ警察官が移動交番員として駐在するため、地域のパトロールに帯同したり、地域からの相談を受けやすい存在になっています。佐倉市との協力体制や課題について伺います。

○議長（川名部実） 市民部長。

◎市民部長（土屋志郎） お答えいたします。

移動交番は、主に交番新設要望がございます地域等で開設されており、巡回パトロール、各種相談対応、防犯、交通事故防止のための情報発信など地域に密着した活動を行い、住民の安全、安心の確保に努めていると伺っております。市では、このような移動交番の重要性を認識し、「こうほう佐倉」や佐倉市広報番組で移動交番の活動を紹介するとともに、情報交換を行い、連携を図っているところでございます。今後も地域からの相談に協力して対応できるよう連携の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 先ほど私が申し上げましたが、同じ警察官が同じ場所にやってくる。交番ですとシフト勤務ですので、いろんな警察官が回ってきますので、相談しやすい存在になっている。ちょっと変な話なのですが、お上には相談しにくいからここに来たという人が移動交番でいらっしゃるそうです。相談しやすい存在になっていますので、佐倉市として連携していく必要があると思いますので、情報交換等進めていただきたいと思います。

次に、生活困窮者の自立支援について質問いたします。先ほど申し上げたとおり、項目の2番と3番を入れかえて質問をさせていただきます。生活困窮者自立促進支援モデル事業後の佐倉市のビジョンについて伺います。生活保護受給者は215万人であり、一昨年に過去最高を更新して、以降増加傾向が続いています。生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るための生活困窮者自立促進支援モデル事業が始まり、まだ2カ月余りですが、佐倉市での取り組み状況について伺います。

○議長（川名部実） 市長。

◎市長（蔵和雄） お答えいたします。

生活困窮状態にある方にどのような支援が必要なのかを明らかにするのがこのモデル事

業の目的であります。佐倉市では、生活困窮状態にある方、制度のはざまにあるような方に対する支援のあり方を検討する機会と捉えまして、モデル事業を10月より実施しております。国では、本事業を法制化し、平成27年4月より実施を予定しております。今後国の動向を注視しながら実施していくこととなりますが、佐倉市といたしましては経済的な困窮にとどまらず、そしてまたこれまで高齢、障害、児童、生活保護など個別に支援していたものを包括的に捉えまして、関係機関の連携を重視して実施してまいり所存でございます。

詳細につきましては、担当部長より答弁いたします。

○議長（川名部実） 福祉部長。

◎福祉部長（飯島弘） 市長答弁の補足をいたします。

新たな生活困窮者支援制度は、自立相談支援事業を中心に就労支援や家計相談など本人の状況に応じて必要な支援を行う内容となっております。佐倉市では、国により必須と定められている自立相談支援事業を佐倉市社会福祉協議会に委託して実施しております。社会福祉協議会の相談窓口と貸し付けなどの支援体制を活用して、あらゆる相談に対応する相談窓口として機能させ、この事業で用意される就労支援や家計相談などの支援、また生活保護などの制度を活用して生活困窮者支援をしていきます。

なお、事業の取り組み状況については、10月の相談件数として延べ261件、117人の対応をしております。そのうち継続支援となったものが19件でございます。また、計画を作成して支援を行っているものが1件となっております。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） このモデル事業は、担当各課の連携と個人情報保護についての配慮が重要なポイントと考えられます。今既に生活自立プランを1件作成したとありましたが、その中で各課の連携の調整会議の内容と構成メンバー、そして個人情報保護の方法について伺います。

○議長（川名部実） 福祉部長。



◎福祉部長（飯島弘） お答えいたします。

支援調整会議では、関係機関が集まり、自立相談支援機関である佐倉市社会福祉協議会で作成した支援計画について、その支援内容の確認のほか、支援に当たっての役割分担についての調整を行います。また、支援調整会議の構成員につきましては、庁内機関として福祉部、健康こども部の各担当と庁外機関として佐倉市社会福祉協議会及び就労準備支援を実施する事業所の担当者となりますが、必要があればその都度連携先の担当者の参加を求めて行うこととなります。

なお、個人情報の取り扱いにつきましては、支援を実施するに当たりまして関係機関と情報共有する旨を本人に説明し、書面による同意をいただき、細心の注意を払って実施しております。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 生活困窮者自立促進支援モデル、この事業は他自治体における先進的な取り組みを見ますと、税、国民健康保険、水道、給食費、保育料の滞納情報を活用することで生活困窮者の早期把握、早期支援が可能となり、市にとっても市民の借金問題を解決することで過払い金の回収等を通じ、公租公課の滞納額圧縮に寄与しています。先ほど伺った現在の体制で生活困窮者の早期把握、早期支援、過払い金の回収等を通じて公租公課の滞納額圧縮に寄与できますでしょうか。

○議長（川名部実） 福祉部長。

◎福祉部長（飯島弘） お答えいたします。

生活困窮者は、滞納だけが困窮の原因ではなく、滞納に至るさまざまな原因があることから、税務部門での相談等により支援が必要だと判断されたものは今回のモデル事業で設置した自立相談支援窓口を案内していただき、包括的な支援に導いていきます。そして、問題解決を手助けしていくことで生活再建を可能にし、それによって支払い能力が回復して公租公課の納付につながるものと考えております。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆ 6 番（橋岡協美） 今ご説明いただいたとおりなのですが、昨日市長の答弁にも行政改革の中で、行政事務の効率化ということがありました。現在の体制では、税務部はそんなに、この調整会議には最初から入っていませんので、このモデル事業を踏まえ、しっかりしたものに制度化されるときには本人は仕事を得ることができる、就労することができるようになり、税金を納めることができるような体制にしていってほしいと私は思っておりますので、よろしくお願いいたします。

過払い金の回収等には弁護士の関与が必要となっておりますが、このモデル事業で弁護士の関与の必要が生じた場合、千葉県弁護士会などへ紹介するだけでしょうか。債務整理を受任する弁護士との連携を含めて伺います。

○議長（川名部実） 福祉部長。

◎福祉部長（飯島弘） お答えいたします。

本モデル事業では、多重債務だけでなく、生活困窮者が抱える課題を全体として受けとめ、本人の状況や意思を十分に確認し、適切な支援につなげてまいります。また、モデル事業の支援として社会福祉協議会が行う家計相談支援では、家計相談支援員を配置し、家計相談から多重債務や税の滞納など幅広く家計再生のための相談、助言を行ってまいります。また、弁護士など専門職の関与が必要な場合は、関係機関へのつなぎや同行支援など生活困窮者の状況により適切に支援してまいります。

以上でございます。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆ 6 番（橋岡協美） 冒頭市長の答弁の中にさまざまな自立支援のための相談を包括的に受けるということがありました。包括的に伺う中で、確かに多重債務だけではないのですが、今までに多重債務に関するご相談が昨年度多重債務相談に寄せられた相談が 19 件、消費生活センターに寄せられた多重債務に関する相談は 29 件、また法律、人権、行政相談におきましても多重債務に関する相談が 8 件、さらに加えて千葉司法書士会佐倉支部の協力のもとで行っています司法書士相談におきましても債務整理に関する相談が 10 件、これだけばらばらなのです。こういったものをどうやって包括的に相談体制に結びつけてい

くかということも、今2カ月しかたっていませんけれども、法制化するに当たり念頭に置いて事業を行ってほしいと思います。市内の横断的連携によるワンストップの市民相談がまさに今回のモデル事業だと思いますが、過払い金を回収した際に税金等を受任した法律家が納付していただく代理納付承諾書というのを取り交わし、債務整理を受任する弁護士、また司法書士と綿密に連携し、債務整理とともに過払い金等で税や使用料の計画的納付につなげ、またさらに就労支援までつなげ、生活再建できれば、本当に市民目線の行政サービスになると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川名部実） 福祉部長。

◎福祉部長（飯島弘） お答えいたします。

佐倉市社会福祉協議会で、まず相談者の事例に合わせて総合的な相談というか、計画をつくります。それに基づいてさまざまな機関がその人に合った支援を行います。それで、その場合におきまして弁護士など専門職の関与が必要な場合は関係機関へつないで、同行支援など生活困窮者の状況に応じて適切に支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） このモデル事業の目的に戻りますと、地域における自立と就労体制の構築です。就労することで納税者となります。このことで税の負担の公平化が図られ、徴税率もアップ、何よりも仕事を得て生きる喜びを享受するために、制度化する前に一歩進めた相談体制にさせていただきたいと思います。滞納の徴税の面で見ますと、数人の職員が数千件を取り扱っているわけですので、ぜひこの中に一体化してやってほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さらには、生活困窮者の自殺防止対策について伺います。先ほど伺いましたとおり、10月からスタートして1カ月で相談が電話相談含めまして261件、生活自立プランの作成が1件とかなり多くの事案を扱い、担当者の負担も大きいと存じますが、扱っている事案について生活困窮者の自殺防止対策について伺います。

○議長（川名部実） 福祉部長。

◎福祉部長（飯島弘） お答えいたします。

本モデル事業では、本人の状況に応じて関係機関と連携し、包括的、継続的な支援を行う中で、相談内容により健康問題や自殺の傾向があると判断した場合は健康増進課を案内するとともに、必要な支援を行います。

以上でございます。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 健康増進課を案内するのではなくて、一緒に取り組んでほしいと思います。それがこの事業だと思しますので、1つずつ事案を重ねるごとに連携が進んでいくのではないかと期待をしています。

次に、自殺防止対策について伺います。市民の生命を守る市として自殺防止対策について。警察庁の自殺統計によりますと、平成24年度の自殺者は2万7,858人、男女別では男性が1万9,273人と69.2%を占めました。平成10年に自殺死亡者数が2万4,391人から3万2,863人に急増し、まず初めに厚生労働省が中心となり、そして次に政府全体として、その次に平成18年に自殺対策基本法が制定され、社会全体として取り組んできました。この自殺対策基本法の基本理念に、自殺対策は自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきでなく、その背景にさまざまな社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして実施されなければならないとしています。地方公共団体は、この基本理念にのっとり、自殺対策について国と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有すると書かれています。健康増進課では、自殺予防のために早期に自殺のサインに気づき、必要に応じて専門機関等へつなぐゲートキーパーの役割を担う人材養成に取り組んでいますが、市民の生命を守る市として自殺防止対策についてお考えを伺います。

○議長（川名部実） 市長。

◎市長（蔵和雄） お答えいたします。

自殺の原因は、病気や心の悩みなど個人的な問題に起因するものだけではなく、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会経済的要因、そしてまた宗教観、死生観などさまざまな要因が複雑に関係していることが多くございまして、一律の対策では解決がなかなか

図れるものではないものと考えております。また、自殺は本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周囲の人々にも大きな悲しみや生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失となります。市では、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱を初め千葉県自殺対策推進計画、そして佐倉市健康増進計画に基づきまして、佐倉市の自殺者を一人でも減少させることができるよう自殺対策に取り組んでおります。具体的には、鬱病などの心の病に対する正しい知識の啓発、相談、支援体制の充実、人材の養成、関係機関との連携、協力体制の強化を図りまして、誰も自殺に追い込まれることのないよう地域社会のそういった実現を目指しまして、自殺防止対策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 国全体では、平成10年以来13年連続で3万人を超えるという深刻な事態が続いていましたが、平成24年には15年ぶりに3万人を下回りました。しかしながら、佐倉市においては平成23年は前年比プラス13の46人、平成24年は42人と国の減少傾向と逆行し、増加傾向を示しています。自殺予防のための行政の取り組みは、人の命を守るという使命であり、福祉の原点であります。目標として自殺ゼロを目指し、自殺のない社会づくりが必要です。質問の第1項目で交通事故対策について質問しましたが、さまざまな施策、アクション10初め春、夏、秋、冬それぞれの交通安全週間を設け、その結果、交通事故死が3人ということなのです。それに対して自殺は、現在40万人を超える犠牲者が出ていますので、もう少し地域を巻き込んで、地域が目もかりて自殺予防に取り組んでほしいと思います。

自殺のほうは、9月の10日から1週間を自殺予防週間と定めていますが、佐倉市独自の取り組みはどのようなものでしたか。佐倉市ホームページで自殺防止の項目を見ましても厚生労働省の職場における自殺の予防と対応にある自殺予防10カ条と死にたいと打ち明けられたらについて相談窓口が掲載されています。自殺対策基本法の基本理念にのっとり、自殺対策について地域の状況に応じた佐倉市の施策について伺います。

○議長（川名部実） 健康こども部長。

◎健康こども部長（山辺隆行） お答えいたします。

自殺予防週間には、ポスターや市のホームページでの啓発、市民を対象に心の健康に関

する健康教育を実施いたしました。また、自殺対策庁内連絡会議の開催や各種相談窓口の周知、相談体制の充実、職員と民生委員を対象としたゲートキーパー養成研修の開催などに取り組んでおります。

なお、毎年3月は自殺対策強化月間でありまして、今年度は市民を対象にした心の健康づくり講演会を市民音楽ホールで2月に開催する予定でございます。また、今後市内図書館にて自殺対策やメンタルヘルスに関する書籍やパネルの展示、相談窓口にリーフレットを置き市民への啓発をさらに進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 佐倉市で行っている生産年齢人口をふやすための婚活事業ですが、昨年度の成婚は2組で、1組は市外に在住するという結果になりました。成婚率だけがこの事業の成果の指標ではありませんが、人口を1人ふやすために、また交流人口を増加させるためにさまざまな施策を実施しなければなりません。その観点からも、昨日山口文明議員のさくら会代表質問にありました順天堂大学の誘致も市民が納得する形で積極的に推進していただきたいと思っております。

また、今やビッグデータ、オープンデータの活用が他自治体でも進んでいます。自殺に関しても深く分析して施策を講じてほしいと思っております。例えば自殺の年代別で一番多かったのは、全国的に見ますと60代です。しかし、佐倉市においては50代、続いて40代になっています。これは、佐倉市の特徴的な点です。また、職業別で見ますと無職者が42人中31人、そして同居人の有無を見ますと42人中34人が同居人ありとなっています。つまり平成24年度の自殺者は40代、50代で同居人がいる無職者が自殺の傾向が高かったということになります。同居人がいても同居人が留守中もしくは同居人が就寝中に自殺を図るケースが発生しています。自殺を図る可能性のある家族を同居する家族が経済的に支えているケースが多いので、生活困窮などの観点からは表面化しないという難しい面があるので、そこで、伺います。心の病を初め自殺の危険性がある家族に対してどのような施策を講じていますか。

○議長（川名部実） 健康こども部長。

◎健康こども部長（山辺隆行） お答えいたします。

心の問題や病気で悩みを抱えたご家族を対象に、毎月1回健康管理センターまたは保健センターで精神科医やカウンセラーによる専門相談を実施しております。実施について広報でお知らせをしております。平成24年度は、精神科医相談に13名、カウンセラーの相談に4名のご家族が来所されました。ご家族としての対処方法のアドバイスを受けるのみでなく、悩みを抱えるつらさや問題を周囲の方に知られたくないという思いから、一人で抱え込んでいる状況も多く、安心して話せる場としてご利用をいただいております。相談後も悩みの解決に向けまして保健師が寄り添って継続支援を実施しております。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 悩みのない人はいません。ごたごたのない家ありません。多かれ少なかれみんな悩みを抱えて生きていることを踏まえて、悩んでいる人も悩んでいる人の家族も支える施策を講じてください。先ほど触れました婚活も今や当事者よりも家族の支援が必要となっています。親同士の集まりも活発化し、親同士が意気投合して新しいカップルが誕生することも珍しくありません。昨年度の自殺者の4分の1は、自殺未遂歴がある人ですので、市で把握できる家族に対して施策を講じる必要があります。

次に、自殺の原因のトップは健康問題です。健康に問題を抱える人の自殺対策についてどのような施策を講じていますか。

○議長（川名部実） 健康こども部長。

◎健康こども部長（山辺隆行） お答えいたします。

自殺の原因のトップである健康問題は、多くが鬱病などの精神疾患にかかっていたとの報告がございます。まずは、鬱病等の心のサインに気づき、適切な対応が図れるように広報紙やホームページで心の健康に関するセルフチェックや相談事業を啓発いたしております。また、相談事業等で鬱等の病状を把握した場合には、医療機関への受診をお勧めしまして、必要に応じて福祉等関係機関と連携を図りながら対応をいたしております。

以上でございます。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 次に、学校での自殺防止対策について伺います。

児童・生徒の自殺防止対策とともに、職員、先生方の自殺防止対策が必要となっておりますが、現在どのような施策を講じていますか。

○議長（川名部実） 教育長。

◎教育長（茅野達也） 自殺防止に関するご質問にお答えします。

児童・生徒につきましては、全ての教育活動を通して命を大切にす教育を進めながら、人間の尊厳や互いの価値観を認め合う教育を実践しております。また、子供たちの心の動き、変化を把握するため、日常のコミュニケーションや教育相談を大事にしながら、職員間の情報交換と保護者との連携を図っております。職員につきましては、温かい人間関係をつくりながら、特定の職員に仕事が偏ることなく、全職員が支え合う職場環境をつくるように努めております。また、管理職との個人面談や定期的なセルフチェックを行い、職員の健康管理に努めております。

以上です。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） それでは、この自殺防止に対して担当各課の連携と危機対応、介入について伺います。

○議長（川名部実） 健康こども部長。

◎健康こども部長（山辺隆行） お答えをいたします。

各課との連携につきましては、自殺対策庁内連絡会議を開催いたしまして、各課が実施している相談事業の内容や県、民間団体が実施している相談事業を一覧にまとめまして、相談対応マニュアルとともに配付し、適切な相談機関へつなげることのできるよう取り組んでおります。より緊急度の高いケースへの対応につきましては、医療機関や保健所、警察等専門機関と連携を図りながら支援をしているところでございます。



以上でございます。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 日常における自殺予防については、さまざまな施策が講じられているようですが、危機対応、主に自殺未遂があった場合の介入の仕方について、佐倉市としてマニュアルはありますか。相談対応マニュアルはあるようですが、危機対応、このマニュアルはありますか。自殺の危険があると判断したケースでは、警察に通報もしくはどのような対処をしていますでしょうか。事後対応、主に遺族等の支援については何をしていますでしょうか。

○議長（川名部実） 健康こども部長。

◎健康こども部長（山辺隆行） お答えいたします。

自殺の危険が高いと判断した場合には、家族、主治医、警察と連携を図りながら、相談者の訴えに真摯に耳を傾け、一緒に解決方法を考えるという姿勢を維持しながら、命を守ることを第一に対応をしております。市のゲートキーパー手帳には、具体的な危機介入までの記載がございませんが、今後具体的な介入方法についても追加して記載してまいりたいと考えております。

遺族の方への支援につきましては、印旛健康福祉センターで開催しております自死遺族の会やカウンセラーによる相談等について紹介をいたしております。

以上でございます。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 児童虐待に関しまして、その家を訪問したけれども、中に入れなかったもので、帰った。結果、中でお子さんが亡くなっていたということもございました。自殺に関してもそうだと思います。今後危機対応マニュアルを早急につくっていただきたいと思います。

自殺対策基本法の基本理念にのっとり、自殺対策について地域の状況に応じた佐倉市の

施策を講じ、自殺対策の条例制定が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川名部実） 健康こども部長。

◎健康こども部長（山辺隆行） お答えをいたします。

条例を制定した自治体の例を見ますと、自殺対策の条例は理念条例となっております。佐倉市では、既に自殺対策基本法や自殺総合対策大綱を初め千葉県自殺対策推進計画、佐倉市健康増進計画に定められた指針に基づきまして、佐倉市の自殺者を減少させる取り組みを実施しておりますので、現時点におきましては自殺対策の条例の制定は考えておりません。

以上でございます。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 条例制定をしなくても現状でできるということですので、先ほどの危機が迫ったときのマニュアルを制定しながら、自殺防止対策をしていただきたいと思います。

次に、自殺防止対策の職員研修について伺います。

○議長（川名部実） 総務部長。

◎総務部長（鈴木孝一） お答えいたします。

市民の自殺防止対策といたしましては、主に窓口や相談指導に当たっている部署の職員を対象としたゲートキーパー養成研修を平成23年度から実施しているところでございます。また、市職員に対する自殺防止対策といたしましては、各所属長に対しまして所属長研修や定例の部長会議や部課長会議の中で所属職員の健康管理に注意を払い、日々のコミュニケーションを常に心がけるよう周知徹底をしているところでございます。今後も自殺防止対策に関する研修につきましては、さらなる内容の充実に努め、職員のスキルアップを図ってまいります。

以上でございます。

○議長（川名部実） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 職員の自殺防止対策も重要と考えますので、先ほど教育長から命を大切に教育の中で先生方の自殺防止対策は温かい人間関係、支え合う人間関係を構築することであり、セルフチェックを行っていくということがありましたので、市の職員の中でもそういった体制はあるとは思いますが、行っていただきたいと思います。

鬱に関しましては、鬱とか自殺に関する悩み、職場での相談体制は直属の上司よりも斜めの関係のほうが相談をしやすい。ちょっとお兄さん、お姉さんという感覚で、仕事に直接かかわらない人のほうが相談をできるということがあります。これは、民間の大手企業ではもう既にやっていることなのですが、そういった相談体制も念頭に置いてやっていただけたらと思います。

自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければなりません。また、自殺対策は自殺予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後、または自殺が未遂の事後対応の効果的な施策として実施されなければなりません。繰り返して申し上げますが、自殺予防のための取り組みは人の命を守るという行政の使命であります。目標として自殺ゼロを目指し、自殺のない社会づくり、そして交通事故死ゼロを目指した市政を要望して、私の質問は終わります。ありがとうございました。